

**重点措置区域外の地域で
飲食店等を運営する方
(6/1～6/20 要請分)**

よくある問い合わせ

《期間に関する質問》

Q 1 申請するには、要請の全期間で営業時間短縮をしている必要がありますか。

A 1 原則、全期間の協力が必須となります。ただし、6月1日から県からの要請に御協力いただけなかった場合においても、6月4日までに県からの要請に御協力いただいた場合は、協力を開始した日から6月20日までの日数分を支給します。

Q 2 もともと21時までの営業としている飲食店でも協力金の対象となりますか。

A 2 対象になりません。ただし、もともとは21時以降営業していたにも関わらず、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、要請期間前から一時的に21時より前までに営業時間を短縮している場合は対象となります。その場合、短縮した時期及び21時以降営業していたことが確認できる書類を別途提出ください。

Q 3 要請期間中に定休日を含んでいますが、定休日も協力金の対象となりますか。

A 3 対象になります。

《店舗に関する質問》

Q 4 事業者が複数店舗を運営し、複数店舗で時短営業を実施した場合、店舗ごとに申請をする必要がありますか。

A 4 複数の対象店舗がある場合は、事業者が複数店舗分を申請していただきます。申請の際は、店舗数ごとに申請書類の作成・準備が必要となります。

Q 5 申請する際の店舗数はどのように捉えたらよいですか。

A 5 原則、飲食店営業許可証又は喫茶店営業許可証の交付の数により判断します。

《対象に関する質問》

Q 6 21時以降に酒類や料理の提供をせず、引き続き店内に客がいる場合は、営業時間短縮要請に応じたことになり、協力金の対象となりますか。

A 6 対象になりません。

21時には完全に店を閉めていただくことが協力金の支給要件となります。

適切なラストオーダー時間の設定や、客への閉店時間の周知などをお願いします。
(酒類の提供は11時から20時まで)

Q7 大企業は協力金の対象となりますか。

A7 企業規模問わず対象となりますが、支給額の算定方式が中小企業等と大企業で異なります。

Q8 イートインスペースのあるコンビニやスーパーマーケットは協力金の対象となりますか。

A8 イートインスペースのみの閉鎖（時短）については、協力金の対象にはなりません。

Q9 21時以降、店内での食事提供をやめて、テイクアウトでの販売のみとする場合、要請に従ったこととなりますか。また、協力金は支給されますか。

A9 21時までにお店を閉め、店内営業をせずに店外においてテイクアウトやデリバリーを行っている場合は、対象となります。

Q10 移動販売車（屋台、キッチンカー）は時短要請の対象に含まれますか。また、協力金は支給されますか。

A10 対象に含まれます。ただし、持ち帰り専門の場合は対象となりません。

Q11 店の終了時間を明示していない場合、協力金の対象となりますか。

A11 従前21時以降も営業している実態が認められる場合は対象となります。（営業時間を定めていない場合は、レシート等から営業時間を示していただく必要があります。）

Q12 要請期間中に廃業や閉店した場合には、協力金の対象となりますか。

A12 要請の全期間において、時短等の協力をいただく必要がありますので、対象となりません。

《中小企業要件に関する質問》

Q13 自分が中小企業なのかどうかをどのように判断したらよいですか。

A13 飲食業であれば、資本金額が5,000万円以下であって、常時使用する従業員の数が50人以下であれば、中小企業に該当します。

また、カラオケ等を主とするサービス業であれば、資本金額が5,000万円以下であって、常時使用する従業員の数が100人以下であれば、中小企業に該当します。

Q14 中小企業かどうかの判断に用いる「常時使用する従業員」とはどのような意味ですか。

A14 正規社員のほか、常態として勤務するパートタイム労働者やアルバイト等も含まれます。一方で、繁忙期に臨時的に採用されるような従業員は含みません。

《売上高及び売上高等確認書類に関する質問》

Q15 売上高は、消費税込みですか。それとも消費税抜きですか。

A15 消費税抜きとなります。もし確定申告書類等が税込みで計算されている場合は、税抜きにした額を売上高として申請してください。

Q16 前年や前々年と比較して、売上高が減少していないのですが、協力金の対象となりますか。

A16 大企業の場合は対象外となります。中小企業の場合は、売上高が減少していなくても支給の対象となります。支給額の計算に当たっては、「売上高方式」を使用してください。

Q17 前年又は前々年の「月別」の売上高の分かる書類はありませんが、「年間」の売上高の分かる確定申告書や売上台帳はあります。その場合でも支給日額は下限額となりますか。

A17 中小企業又は個人事業主で、年間の売上高を証明する書類がある場合は、「売上高方式（年間）」により、1日当たり支給額の算定を行うことができます。

Q18 前年度（又は前々年度）の確定申告書の金額と、前年度（又は前々年度）の売上台帳等の金額が一致していないのですが、どちらの売上高を使用して支給額を計算すればよいですか。

A18 原則、確定申告書上の売上高を使用して支給額を計算してください。

ただし、複数の事業を運営しており、飲食店以外の事業を営んでいる場合は、確定申告書の売上高には計算対象外の売上高も含まれることとなります。その場合は、＜売上高等確認書類＞⑭の「飲食店事業売上高報告書」を作成し、申請時に追加提出してください。（Q20 参照）

Q19 飲食店事業の売上高には、店内で販売している土産物等の売上や、要請の対象外であるテイクアウトの売上も含まれています。「飲食部門」の売上高とありますが、物販やテイクアウトの売上も「飲食部門」の売上高に含めてもよいですか。

A19 原則、それらの事業を除外いただく必要がありますので、売上台帳等により飲食部門の売上高を明確にしたうえで、＜売上高等確認書類＞⑭の「飲食店事業売上高報告書」を作成し、申請時に提出してください。

※ただし、その事業が飲食物の提供に付随する小規模のものや、飲食物の提供を行わなければ単独では成立しがたいもの等、飲食店事業と切り離して当該飲食店事業以外の事業を単独で行うことが困難であり、営業時間短縮要請の影響を必然的に受ける場合は、飲食店事業に含めることも可能です。その場合も＜売上高等確認書類＞⑭「飲食店事業売上高報告書」を作成し、申請時に提出してください。

Q20 飲食店以外も営んでいるのですが、売上台帳は飲食店と飲食店以外の事業とで共通になっており、特に区分をしていません。どのように飲食店事業に関する売上高を示せばよいですか。

A20 当時のレシートや伝票等その他の売上を示す証書を参考に、飲食店事業分の事業収入を明確にし、＜売上高等確認書類＞⑭の「飲食店事業売上高報告書」を作成のうえ、申請時に提出してください。

明確に示せない場合は、売上高が不明となってしまいますので、支給日額は下限額となります。

Q21 営業許可証の名義が大企業であるが、店舗の運営は中小企業である場合、確定申告書類や売上台帳等については、運営者である中小企業のもを提出してよいですか。

A21 運営者である中小企業の確定申告書類や売上台帳等を提出してください。なお、許可を受けた者の名義と申請者が異なることについては、追加で許可を受けた者と申請者との関係が分かる書類を提出してください。

Q22 提出書類に「前年又は前々年の確定申告書類の控え」とありますが、提出はどちらか一方でよいですか。

A22 前年の確定申告書の控えか、前々年の確定申告書の控えか、どちらか一方の提出で構いません。

Q23 前年度・前々年度の確定申告書類の控えを紛失してしまったのですが、支給の対象とらないのですか。

A23 確定申告書類で対象期間の売上高が確認できない場合は、支給日額は下限額となります。

Q24 NPO法人（その他公益法人等）のため、確定申告をする必要がありません。確定申告書類の控えの提出ができない場合は、支給日額は下限額になってしまうのですか。

A24 確定申告書類の控えの代わりに、以下の（１）及び（２）の書類を提出すれば、事業収入（売上高）を示すことができ、事業収入に応じて支給日額を計算します。

（１）履歴事項証明書又は根拠法令に基づき法人等の設立について公的機関に認可等されていることがわかる書類

（２）直前の事業年度収入を確認する書類（事業活動計算書、事業報告書、正味財産増減計算書など）※法人種別によって書類の種類は異なります。

注１：この場合の事業収入とは、寄付金、補助金、助成金、金利等による収入など、株式会社等という営業外収益に当たる金額を除き、法人の事業活動によって得られた収入（公益法人等の場合、国・地方公共団体からの受託事業による収入を含む。）のみを対象とします。

注２：「会費」は収入に含めることができます。

Q25 令和２年７月以降に事業承継や法人成りをしているため、令和２年６月を含む確定申告書類では、現在の申請企業と企業名や代表者が異なりますが、支給の対象となりますか。

A25 事業承継や法人成りをする前の確定申告書類の控えを提出の上、以下の（１）又は（２）の書類を追加してください。

（１）（法人の場合）法人設立届出書の写し

（２）（個人事業主の場合）個人事業の開業届出書の写し